

## 広島空港アクセス路線（宮島路線）運行実証実験業務仕様書

本仕様書は、広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が「広島空港アクセス路線（宮島路線）運行実証実験業務」の受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

### 1 業務の目的

本業務は、広島空港と宮島口を結ぶ新たな広島空港アクセス路線（以下「宮島路線」という。）について、運行実証実験を実施することにより、収集した各種データ等から、宮島路線の課題を分析し運行改善等につなげていくことで、中長期的に持続可能な空港アクセスとして自主運行を目指す。

### 2 業務の期間

契約締結の日から令和6年12月31日までとする。

### 3 業務内容

#### （1）運行実証実験の運行条件等について

##### ①期間

令和5年12月1日（金）～令和6年11月30日（土）

##### ②運行形態

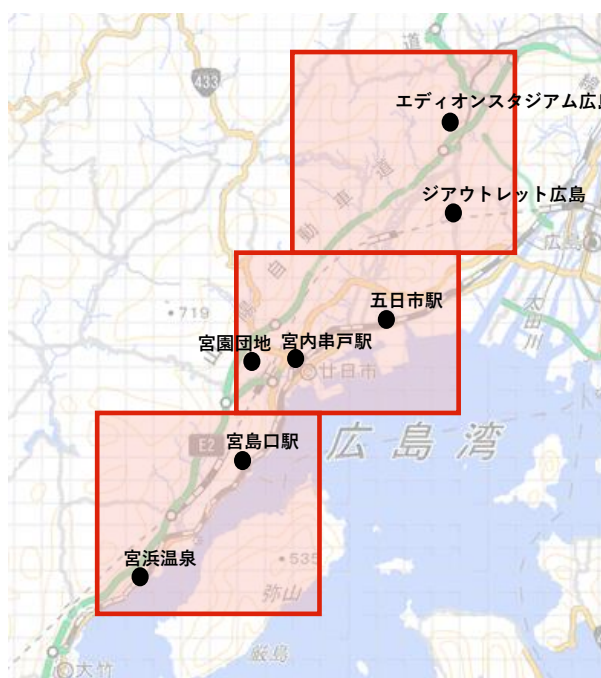
定時・定路線で毎日運行すること。

##### ③運行経路・運行便数

ア 全ての便は広島空港を起点又は終点として、計8便/日以上運行すること。

イ 上記アのうち、宮島口を起点又は終点として、各2便/日以上運行すること。

ウ 上記アのうち、宮島口以外は、次の赤枠のエリア内に起点、終点、又は経過地を設定すること（複数地点の設定も可能）。運行便数についての条件はない。



#### ④ 停留所・駐車場

ア 宮島口では、次の赤枠のスペース内に大型バス等の停留所の用地を、プロジェクトチームにおいて確保している（地権者了承済）。当該用地使用に係る条件等は要調整。



イ ジ アウトレット広島では、次の赤枠のスペース内にバス等の停留所の用地を、青枠のスペース内にパーク・アンド・ライド用の駐車場の用地を、プロジェクトチームにおいてそれぞれ確保している（地権者了承済）。当該用地使用に係る条件等は要調整。



ウ 上記ア及びイ以外において、バス等の停留所若しくはパーク・アンド・ライド用の駐車場等を設置する場合は、その用地の確保等については運行事業者において行うこと。

#### ⑤ 運行体制

ア 運行実証実験における運行事業者の運行体制については、単独又はコンソーシアム（共同事業体）いずれの体制でも可能。

イ 運行実証実験開始後に、運行事業者が運行体制を変更する（コンソーシアムを構成する事業者の変更も含む）場合は、予め、プロジェクトチームに運行体制変更の承諾を得る必要がある。

#### ⑥ 運行車両

ア 各便の乗車人数に応じて必要な積み残し対策を講じることを条件に、運行車両の大きさや座席数等に関する条件は設定しない。

イ 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号）に規定する基準適合車両、又は基準適用除外車両により運行すること。

## ⑦運行対策

- ア 旅客を余すことなく確実に輸送するため、各便の乗車人数に応じて、大型車両の利用や複数台運行など、効果的な積み残し対策を講じること。
- イ 空港アクセス路線としての定時性、速達性を確保するため、宮島口周辺の渋滞状況に応じて、他の交通モードとの輸送連携や短縮運行など、効果的な渋滞対策を講じること。

## ⑧許認可

道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条第1項に基づく事業計画の変更（路線の新設）の認可をはじめ、宮島路線の運行実証実験を実施するに当たり必要となる各種許認可については、11月30日（木）までに取得すること。

## ⑨補助金

- ア 宮島路線の運行準備に必要となる経費（他路線への転用可能な車両やシステム等の新設・改修費等の経費は除く）に対して10分の10を乗じた金額を、運行実証実験期間中、予算の範囲内において補助する。
- イ 1便あたり15,000円を上限に、宮島路線の単月の運行赤字（運行に必要な経費から運賃収入を差し引いた金額）に対して10分の10を乗じた金額を、運行実証実験期間中、予算の範囲内において補助する。
- ウ 補助金の交付手続等の詳細については、別に定める「広島空港アクセス路線（宮島路線）運行実証実験補助金交付要綱」による。

## ⑩その他

- ア 上記①の運行実証実験期間終了後も、自主運行により宮島路線の維持に努めること。
- イ 新型コロナウイルス等の感染予防対策への対応について留意すること。

## （2）運行内容等について

- ① 運行実証実験における運行内容等については、選定委員会において最も高い評点を得た企画提案書を基本としつつ、プロジェクトチームと協議の上、決定する。
- ② 運行実証実験期間中においては、運行実証実験を通じて収集した運行データ等に基づき、プロジェクトチームと連携して、仮説の検証や課題の分析等を行い、その結果を踏まえ、必要な対策を検討し、運行改善等につなげる。

## （3）運行データ等の提供について

- ① 運行実証実験を通じて収集する運行データの内容等については、プロジェクトチームと協議の上、決定する。
- ② 収集した運行データ等については、定期的（毎月／四半期／年間）に、プロジェクトチームへ提供する。
- ③ 収集した運行データ等については、運行実証実験終了後に、原則、宮島路線に関するオープンデータとして公開する。

#### (4) 利用促進対策について

- ①宮島路線の利用促進については、運行実証実験の開始前、期間中、終了後の各段階において効果的な取組を、切れ目なく戦略的に展開する。
- ②運行事業者が実施する利用促進対策に対する支援等については、広島空港振興協議会と協議の上、決定する。

#### 4 成果品及び提出期限

成果品は次に掲げるものを紙媒体及び電子媒体にて提出する。

- 月例報告書〔提出期限：令和6年1～12月の各月20日〕
- 四半期報告書〔提出期限：令和6年3、6、9月の各月20日〕
- 最終報告書〔提出期限：令和6年12月20日（金）〕

#### 5 契約に関する条件等

##### (1) 再委託

受託者は、プロジェクトチームの承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、プロジェクトチームにより再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

##### (2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

##### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

##### (4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、プロジェクトチームに帰属するものとし、またプロジェクトチームは、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

##### (5) 貸与資料

プロジェクトチームは、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、プロジェクトチームの許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

## 6 留意事項

- ・受託者は、プロジェクトチームと連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・プロジェクトチームは、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、可能な限り仕様の変更に応じること。
- ・受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかにプロジェクトチームに報告、協議を行い、その指示を受けること。